

日医発第37号(健I3)
平成30年4月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて、別紙のとおり本職あてに協力依頼がまいりました。

中小企業・小規模事業場の産業保健活動の支援に関しては、これまで労働者健康安全機構の産業保健活動総合支援事業費補助金で、労働者数50人未満の事業場を対象として産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域産業保健センター」という）の事業において、健康診断の結果に関する医師の意見聴取や長時間労働者の医師による面接指導等を実施しているところです。

このような中、厚生労働大臣諮問機関である労働政策審議会の建議「働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について」において、国は産業医・産業保健機能の強化措置に関し、中小企業においても円滑に進められるよう、産業保健総合支援センターやその地域窓口機能の強化、周知による利用促進などの必要な支援を行うことが適当であるとしています。

これを受け、今後、本事業については、中小企業の小規模事業場に対して優先して支援の提供ができるよう、いわゆる大企業の支店、営業所等は基本的に支援対象に含めないこととし、平成31年度の補助金による実施分から適用するとしています。

貴職におかれましても本件の趣旨をご理解の上、貴会会員等に対する周知方につきまして貴職のご高配をお願い申し上げます。



基安労発 0329 第 2 号
平成 30 年 3 月 29 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて

地域産業保健センター事業の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて、別添のとおり、独立行政法人労働者健康安全機構理事長宛て通知しましたので、貴会におかれましても御了知いただきますようお願いいたします。

基安労発 0329 第 1 号
平成 30 年 3 月 29 日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて

厚生労働省は、事業場における労働者の健康確保対策の推進に当たり、法令に関する知識や産業保健体制が必ずしも十分ではない中小企業・小規模事業者等に対する支援として、貴機構の産業保健活動総合支援事業費補助金により、労働者数が 50 人未満の事業場（以下「小規模事業場」という。）を対象として、産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域産業保健センター」という。）の事業において、健康診断の結果に関する医師の意見聴取や長時間労働者の医師による面接指導等を実施している。

このような中、今般、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会の建議「働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について（建議）」（平成 29 年 6 月 6 日）において、「国は、同建議に記載した産業医・産業保健機能の強化措置に関し、中小企業においても円滑に進められるよう、産業保健総合支援センターやその地域窓口の機能の強化、周知による利用促進などの必要な支援を行うことが適当である」とされたところである。

厚生労働省としては、限られた予算・人員等の資源の中で、中小企業に対する支援の充実を図るため、地域産業保健センター事業についても、現在の資源配分を見直し、中小企業に対して必要な支援の提供を行う必要がある。

今後、本事業については、中小企業の小規模事業場に対して優先して支援の提供ができるよう、いわゆる大企業の支店、営業所等は基本的に支援対象に含めないこととし、具体的な運用は下記のとおりとするので、適切に取り扱われたい。なお、本事業は、事業場による自主的な産業保健活動の実施・定着を図ることを目的としており、中小企業の小規模事業場であっても、継続的に支援の提供を続けるのではなく、新規の事業場を優先的に支援対象とすべきことについては従前のとおりであるので、申し添える。

記

- 1 当該企業に総括産業医（企業における名称に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医をいう。）がいる小規模事業場は支援対象に含めないこととする。
- 2 上記 1 の取扱いは、平成 31 年度の補助金による実施分から適用する。